

会津若松市中規模小売店舗出店届出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中規模小売店舗の出店に係る情報を収集することにより、その周辺地域の生活環境を保持し、地域の特性に適合した小売業の健全な発達を図り、もって本市経済及び地域社会の健全な発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗面積 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。
- (2) 中規模小売店舗 一つの建物であって、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル未満のものをいう。

(責務)

第3条 中規模小売店舗の設置者及び当該中規模小売店舗において小売業を営む者は、その周辺地域の生活環境を保持し、地域の特性に適合した小売業の健全な発達が図られるよう努めなければならない。

(中規模小売店舗の設置者の届出)

第4条 中規模小売店舗を新設（建物の床面積を変更し、又は既存建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより当該建物となる場合を含む。以下同じ。）する者は営業開始日の3月前（当該中規模小売店舗の新設について、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による建築確認申請を行う場合は、当該申請時とのいずれか早い時期）までに、会津若松市中規模小売店舗出店設置届出書（第1号様式）により市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第5条 前条の規定により届け出た者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更する日の3月前までに、会津若松市中規模小売店舗出店設置変更届出書（第2号様式）により市長に届け出なければならない。

- (1) 名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 建物の構造、床面積及び店舗面積
- (3) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (4) 休業日数
- (5) 駐車場の位置及び収容台数
- (6) 駐輪場の位置及び収容台数
- (7) 荷さばき施設の位置及び面積
- (8) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (9) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (10) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (11) 荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯
- (12) その他市長が必要と認める事項

(事前説明)

第6条 前2条の規定による届出(以下「届出」という。)をしようとする者(以下「届出者」という。)は、当該届出の前にあらかじめ市長、会津若松商工会議所に対して出店計画の内容の説明を行わなければならない。

(届出の勧告)

第7条 市長は、中規模小売店舗の設置及び当該中規模小売店舗において小売業を営む者が届出をせず、又は虚偽の届出をして営業を開始したときは、当該者に対し必要な届出を行うべきことを勧告することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会津若松市中規模小売店舗出店届出要綱の廃止)

2 会津若松市中規模小売店舗出店届出要綱(平成8年8月20日決裁。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱施行の際現に旧要綱の規定によりなされた届出その他の行為は、この要綱の相当する規定によりなされた届出その他の行為とみなす。